

第2 外国の警察機関

英国 NCIS

1. 訪問日時：2002年9月3日午前10:00～12:00
2. 訪問先：National Criminal Intelligence Service (NCIS)
3. 面会者：Gail Kent (ゲール・ケント)
David Lowe (デビット・ロー)

議事

1. NCISにおける通報の処理手続き

1.1 通報の受付

- ・IWFからの通報は電子メールで受け取っている。複数の通報を一度に同時に受け取っている。
- ・通報件数は月平均で335件。
- ・通報はデータベースに保存される。
- ・児童ポルノに関する通報は絶えることがない。IWFには一般市民や警察官等からの通報があるが、それらすべてが違法である訳ではなく、IWFでふるい分けを行っている。

1.2 通報の処理

- ・違法サイトをホスティングしているISPが英国内の場合、IWFは当該サイトの詳細をロンドン警視庁のClubs and Vice課に通報する。同課は当該サイトのコピーを保存する。IWFはその後、ISPに対しテイクダウン通知を送付し、違法コンテンツはサーバから削除される。このテイクダウンに関しては地方警察は関与しない。
- ・違法サイトをホスティングしているISPが英国外の場合、IWFはNCISのみに通報を送る。通報はまとめられ、Interpolに送られる。Interpolから当該ISPの住所がある国に送られる。NCISに送信する前に、IWFではサイトを査定し、コンテンツが違法である(すなわち被写体が16歳未満である)ことを確かめる。
- ・NCISはIWFから受けたすべての英国外サイトについての通報を、Interpol経由で外国の機関に送信している。それらの外国の機関がすべての通報を処理しているかどうかについては分からない。
- ・国外発のコンテンツの大半は米国発である。

2. 児童性的虐待に対する英国警察の取組み

- ・インターネット上の児童性的虐待に対抗している警察本部が3つある。一つはマンチェスター警察であり、チャットルームを監視している。バーミンガム警察では「蜂蜜の壺(honey pot)サイト」(ペドファイルを惹きつけるようなサイト)を監視している。ロンドン警視庁ではディ

スカッションサイトでおとり捜査を行い、違法サイト等を聞き出すという活動を行っている。これとは別に National High Tech Crime Unit (NHTCU、英国ハイテク犯罪ユニット) があり、技術的に高度な犯罪の捜査を行う。NCIS も含めて会合などを行い、互いに密に連絡を取ったり、誰が何をやるかということのコーディネートを行っている。インターネット犯罪に対して我々は一枚岩であり、IWF や ISP がどの警察に行っても同じ対応がなされる。IWF の人にも警察の会合に出てもらい、ポリシーについて一緒にディスカッションしている。

- ・ 色々な団体を関与させることで、新しい技術や捜査方法を取り込めるメリットがある。2 ヶ月に一回程度ポリシーグループの会合がある。同じ日にはタスク&コーディネーショングループ (どの部署が何をやるかのコーディネートを行う) の会合もある。また、政府の取り組みとして Internet Task Force がある。IWF も参加している。
- ・ 国外サイトのケースでも、英国人が多数関わっている場合は英国警察も関与する。最近の例 (Operation Landslide) では、米国の児童ポルノサイトに 14000 人の英国人利用者がお金を払って入室しており、米国から利用者の情報をもらって英国でアクションを行った事例がある。そのうち 6500 人の利用者を取り上げ、20 回以上サイトにアクセスした者については情報の精査 (human intelligence) を行った。これに基づき、50 人を逮捕した。逮捕者の中には余罪がある者もいた。米国から送られてきた情報には全く誤りがなかった。この事例は、外国からの情報の信憑性や正確性を証明するものだと言える。残り 6450 人については、地方警察に情報を振り分けた。情報の精査の方法も伝えた。
- ・ NCIS には現在、人を危険度に関してランク付けするためのリスクアセスメントがある。項目の一つは職業であり、保母や先生、警察官等の児童に接する職業の者は危険度が高くなる。また、サイトへのアクセス件数は人物の危険度とはあまり関係ないことが上記の Operation Landslide で分かった。どのような形で情報を利用し、人物を研究し、アクションを取るかということの雛形を NCIS では作っている所である。
- ・ すべての通報を捜査対象としているが、まずリスクアセスメントを通じてプライオリティをつけており、児童に接する職業の被疑者については真っ先に捜査を開始する。リスクアセスメントにおいて、画像の内容は判断材料にはならない。非常にわいせつな内容の画像を持っている者が必ずしも非常に深刻な性犯罪者であるわけではない。英国の大学と協力して、職業以外の項目も使ったより詳細なリスクアセスメントの方法を開発している。
- ・ NCIS では現在ノウハウを蓄積している段階である。IWF から画像を受け取るようになって 3 ~ 4 年経つが、経験の積み重ねによって、送られた画像がどのような性質のもので、どのような結果に結びつくかということが分かるようになってきた。
- ・ NCIS が通報に対してアクションする際の目標は次の 2 つである。(1) 性犯罪者、とりわけ児童性犯罪者のデータベースを作ること。世界中で、英国、アイルランド、米国にのみ性犯罪者の登録システムがある。刑が確定した場合はかならず登録される。警察は、リストに挙げられた性犯罪者を監督する義務がある。(2) 児童性犯罪者が世界のどこにいても、警察は捜査を行うということを世間に知らしめること。
- ・ 捜査の基本的な方法としては、家宅捜査をして、ハードディスク上の全データを洗い出す。ただし、この方法には限界があり、ここ数年の状況によって、今後変えていかなければならないと認識している。ハードディスクをすべて調べるのはリソース的に難しいし、さらに高度なセ

セキュリティガードをかけられる可能性もある。一つの方法としては、被疑者がどれだけアクセスしたかといったトランザクション（履歴）を取って、それを法廷での証拠にできるように持っていきたい。

- ・ NCIS では、被疑者のデータベースを一括管理している。地方警察では、他の警察が重複で捜査していないかどうか、まず NCIS に問い合わせる。
- ・ 今週、NHTCU から NCIS に、画像解析データベースが移ってくる。G8 に先駆けて NHTCU の方で画像解析データベースを開発していた。NCIS では専属スタッフを 4 名付ける予定。2 つの新しい業務がある。一つは英国内のわいせつ画像をすべて解析する。もう一つは、新しい技術開発で、被害者の識別のためのソフトウェアを開発することである。試験期間をいまから今年の末ぐらいまでとして、この 2 つの業務を遂行したい。国内の情報の集積地として、そこから国際データベースへの情報提供を行いたい。

3 . 国際協力

- ・ NCIS が現在、協力関係にある海外の機関が 14 ある。米国、ロシア、デンマーク、ドイツ、オーストラリア、ニュージーランド等である（ほとんどは法執行機関だが、NGO の場合もある）、それらの国のサイトに英国人がお金を払ってアクセスしていた場合、それらの機関から情報を受け取り、英国法に照らして違法であるか否かを判断してからアクションを起こしている。
- ・ 他国の機関への情報提供の目的は、あなたの社会にはこのような犯罪者がいる、我々のデータベースに照らして見てこのような犯行を起こす性犯罪者はこのような傾向があるといった警鐘を鳴らすことである。我々の知識、経験、捜査データなどを海外の機関と共有することで、世界中の共通の敵に対抗することが我々の最も大きな目的である。
- ・ NCIS としては、他国の機関に情報提供する際に、英国警察と同じようなアクションを取ることを期待することはできない。ただし、我々は、児童ポルノを所持している人は児童を性的に虐待する可能性が高いというポリシーを持っている（昔は興味本位で所持しているという見解もあった ここ 3~4 年で出てきたポリシー）。こうした観点から、その社会にとって潜在的な危険性があることを認識してもらうことを期待している。
- ・ 米国と非常に緊密な関係を持っている。FBI と税関と連絡を取っている。従来カナダとは連絡が難しかったが、交渉している。NCIS としては、自分たちの情報に付加価値を付けて送付するようにしている。米国からは非常によい反応が返ってくる。
- ・ Europol では 6 ヶ月ごとに会合が持たれる。

4 . IWF との協力関係

- ・ 非常に緊密な協力関係にある。現在も発展段階であり、関係を模索している。
- ・ 本当に違法サイトかどうかの確認に非常に時間がかかるため、IWF の仕事は重要である。
- ・ NCIS は IWF に対して支援は行っていない。また、IWF に情報提供も行っていない。
- ・ 16 歳未満か否かの識別についても、NCIS は IWF に支援を行っていない。英国の法制度の下では、そのような支援は必要ではない。なぜなら、現行の法律では、画像に写った被害者が児童であるように見える場合、被告側が被写体が児童でないことを証明できない限り、裁判所は被写体が児童であるとみなすからである。

- ・ IWF の運営資金はインターネット業界が出しているが、彼らはお金を払うことで参加意識や義務意識が生じている。政府が資金を出すと、政府が業界に押し付けているという意識になり、業界としては敵対する可能性もある。

5 . ISP との協力関係

- ・ 現行の法律では、ISP は児童ポルノをホスティングしていることを知らなければ、児童ポルノの所持や頒布の罪には問われない。一旦テイクダウン通知が送られると、ISP はそのようなコンテンツを所持していることを知ったことになるため、当該コンテンツを削除しなければ違法となる。
- ・ ISP では、ホスティングしている利用者の個人情報を収集していない場合がある。また、ホスティングしているマテリアルを ISP が持っていない場合がある。この 2 つについては、ISP に対して改善を求めている。

6 . その他

- ・ 違法画像について、明確な線引きや規定は設けていない。状況によっては着衣の児童の画像であっても違法と判断される場合がある。絵が違法と判断される場合もある。明らかに違法と分かる画像もあるが、中間のグレーゾーンに関しては、個人的な判断が入り込む余地がある。
- ・ 英国の児童ポルノに関する現行法には例外規定がない。警察官が捜査で画像を所持するのも、厳密には違法である。気持ち悪いので、政府に対して、例外規定を設ける（法執行機関の人間が業務上所持するのは違法でないこととする）ように働きかけている。どの機関が免責されるかというリストを作るという案もあるが、NCIS としては、警察の中でも特定の部署のみが、捜査上で必要な場合に限って所持できること、また、IWF に対しては NCIS が所持について許可を与えるという仕組みにしたいと考えている。
- ・ 通常の犯罪者と児童性犯罪者との違いは、後者は証拠品（児童ポルノ画像）を消すことがほとんどないということだ。今までの極端な事例では、裁判所から捜査令状が降り、被疑者に家宅捜査の通知が行っているにもかかわらず、児童ポルノの写真等すべてを家の中に隠していた（PC 上のデータは削除していたが）。
- ・ 非常に堅固なセキュリティシステムやブラインドサーバを用いて児童ポルノサイトを発信していた事例がある。NCIS は NHTCU と共同で、そのサーバを電子的な壁で囲むことによって牙城を崩すことができた。

以上

ドイツ BKA

1. 訪問日時：2002年9月6日午後14:00～16:00
2. 訪問先：Bundeskriminalamt (BKA)
3. 面会者：Richard Morbel, OA3部 (分野別犯罪分析担当) 部長
Bernd Rossbach, OA37課 (重犯罪担当) 課長
Manfred Kaltwasser, OA37-4 (性犯罪、児童ポルノ担当) セクション長
Wolfgang Schreiber, KI26-TeSIT (情報コミュニケーション技術サービスセンター) (ヴ
ィースバーデン インターネット調査担当) セクション長
Sabine Manke, OA37-4 (性犯罪、児童ポルノ担当), Kriminalhauptkommissarin

資料1：「Das BUNDESKRIMINALAMT DAS PROFIL」 Pamphlet

資料2：「Das BUNDESKRIMINALAMT DER GESETZLICHE AUFTRAG」 Pamphlet

資料3：「Das BUNDESKRIMINALAMT FAKTEN UND ZAHLEN」 Pamphlet

ペーパー1：「日本代表団の連邦刑事庁 (BKA) 訪問」大使館作成 日本語版・英語版

ペーパー2：「Organization of the BKA」 OHP 資料

ペーパー3：「Organization and General Craime」 OHP 資料

議事

1. BKA について

- ・ドイツでは、各州が自分で警察 (LKA) を持っており、それぞれ、その州の安全のためだけに働いている。警察は州の管轄である。BKA には、以下のようなミッションがある。
 - ①国境を守る
 - ②外国に対して、国全体を代表して対応する
 - ③16の州のコーディネートをを行う
 - ④情報提供を行う
- ・16州に対する強制権はなく、勧告を行うのみである。5000人、8つの局から構成される。
- ・8つの局は以下の通り。
 - ・OA (組織犯罪、一般犯罪) 麻薬、窃盗犯、偽札、産業スパイ、環境犯罪
軍需犯罪、賄賂犯罪、武器売買、詐欺等
OA3部は、最も重大な犯罪を扱う部署である。
 - ・ZD (中央CIDサービス、人物の識別)
 - ・KT (法医学研究所)
 - ・ZV (中央行政サービス)
 - ・IT (情報技術)
 - ・KI (法執行研究・訓練研究所)
 - ・ST (アンチテロリズム・反スパイ行為の特殊部局、メッケンハイムに事務所)
 - ・SG (外国の国賓の安全保護、ベルリンに事務所)

- ・OA37 課では重大犯罪（人間に対する犯罪）を扱う。殺人、行方不明、誘拐、人身売買、児童性的虐待等である。

2. 違法コンテンツへの取組み

- ・1996 年頃からコンピュータを使った性犯罪が増え始めた。また、1993 年には刑法改正により、単純所持が違法になった。この 93 年頃から仕事量が増えてきた。
- ・2001 年には、児童ポルノ売買、所持等で検挙された件数は約 2000 件であった。州を渡り歩くケースが多かった。
- ・アダルトポルノについては州警察の仕事で、BKA の仕事ではない。
- ・Schreiber 氏の KI26-TeSIT は、OA34 課のコンピュータ犯罪チームが移管して 2002 年 7 月 1 日付けでできたセクションであり、インターネット関連犯罪や、データの入った CD-ROM の調査などを行っている。18 人の担当者がいる。
- ・BKA の違法コンテンツへの取組みとしては、
 - ①各州の警察や市民からの通報をもとにアクションを起こす場合と、
 - ②自ら捜査を開始する場合とがある。分野としては、児童ポルノ、麻薬、武器売買、詐欺等がある。
- ・年間に 1000 件の違法コンテンツを処理しているが、児童ポルノはそのうちの 80%であった。4 分の 1 は国外発のコンテンツである。
- ・KI26-TeSIT で、犯罪事実の発見と確認を行い、必要なデータを集めた後、OA37 課にその後の処理を任せている。
- ・BKA では、児童保護をまず第一に考えている。G8 と同様、データベースを作ることを考えている。
- ・BKA 自身の取組みはホットラインではない。ただし、BKA のホームページに児童ポルノのページを設けており、情報も載せており、それを通じて通報が来るが、全体の件数の 5%にすぎない。

3. 通報について

- ・ドイツでは、児童ポルノの所持のみならず、それを探す行為も違法であるため、BKA への通報については、自分も疑われるのではないかと市民に不安感があった。しかし、技術の進歩と問題の変化に伴い、民間で意識が高まり、児童ポルノについてはもっと警察に協力しようという風潮になってきた。
- ・一般市民から直接受ける情報よりも、KI26-TeSIT で発見した情報の方が検挙につながる成功率が高い。後者の情報では、コンテンツが違法か否かの判断が済んでおり、また重複がないからである。
- ・OA37 課で一般市民から受ける通報については、成功するのは全体の 5%にすぎない。
- ・また、jugendschutz.net から受ける情報の方が一般市民から受ける情報よりも正確で、成功率が高い。
- ・ドイツの市民がドイツで閲覧できるサイトについては、日本発のサイトだろうとアクションを開始する。

- ・州警察で市民からの通報が多すぎてパンクした事例がある。
- ・市民から協力を得るためのホームページを公開している。
- ・jugendschutz.net 等のホットライン：
 - (1) 14 歳未満か否かを判断して、14 歳未満ならば BKA に通報しなければならない
 - ・ jugendschutz.net 等のホットラインで判断できない場合は、BKA に相談を持ってくる。
 - ・ 14 歳未満と判断したものと、14 歳未満と思われるものについて BKA に送ってもらっている。
 - (2) その他、自由に判断（裁量）できる部分がある。プロバイダへの連絡等である。ただ、法律上、適切な判断をしているか否かを把握するために、担当者の法的バックグラウンド等の情報ももらっている。
- ・ BKA で通報を処理できるかどうかについては、非常に莫大な仕事量に埋もれてしまっている現状である。この意味で、jugendschutz.net の存在は重要である。また、州間や、州と BKA との電子メールでのコミュニケーションが重要である。州から通報を受けた場合、まず、州警察で同じケースがなかったか確認してもらい、その後 BKA で処理するようにしている。業務量に少しずつストップをかけるようにしている。
- ・ 通常は、例えば jugendschutz.net から BKA と T-Online（独の ISP）の両方に通報を行うが、ISP（T-Online）向けの通報を止めてもらったことがある。

4. 問題点・課題

- ・ ドイツ法では、ポルノとは何かの定義がなされていない。
- ・ ドイツでは、児童ポルノを公開した場合は最高で 10 年の刑だが、あるグループ内見せた場合は最高で 1 年の刑である。ただし、グループから離れた後、他の人と交換する恐れがあるので 1 人 1 人を把握することが重要である。
- ・ ドイツ発の児童ポルノについて、外国からの通報の受入体制にまだ不備がある。
また、ドイツに犯人がいて、日本の ISP から発信していることもある。また犯人が現在の ISP をやめて他の安全な ISP に移っていることもある。
- ・ 市民から受け付けた通報には、重要性がないものに対する通報が多い。
 - ・ 電子メールのスパム・ポルノニュース（児童ポルノではない）
 - ・ コンピュータウイルス、ハッカーなど

5. jugendschutz.net 等のホットラインの認知度

- ・ 政府サイト、州サイト、BKA サイト等で、「違法コンテンツを見つけた場合、市民にはそれを通報する権利がある」と広報している。
- ・ TV や新聞で、jugendschutz.net 等のホットラインに通報するように宣伝している。
- ・ 一般市民にはホットラインの存在を十分に認知してもらっていると思う。

6. その他

- ・ BKA では ISP の業界団体との連絡を密にとっている。
- ・ ISP は協力的だが、自分の利益に反することについては、非常に抵抗する。

- ・BKAは州の市町村・青少年部と密接なつながりをもっている。

以上